

告 示

埼玉県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

一般車両出入口口を店舗東側に計画しているが、これにより東側を南北に縦貫する市道（以下「市道」）および同市道と県道川越越生線との交差点（以下、「交差点」）周辺環境に種々の支障が懸念される。

当該市道および交差点は地域密着の生活施設として機能しているものであるが、そこに大型店舗の出入口口を設けることで大幅な交通量の増加をもたらし、それによって、円滑な生活道および交差点としての機能を著しく低下もしくは阻害させるが、問題はそれのみならず、この交差点の機能低下により迂回のため市道北側通学路方向への車両流入、また交差点通過車両（市道側および県道側）による交差点渋滞回避のための近傍住宅地区への流入、さらに交差点地点にあつては交差点渋滞および発進停止による排気ガス汚染、騒音、車両による光害、配置誘導員等による交差点を通行する一般車両とのトラブルや喧噪等と、そうでなくとも店舗への納品車両による交通量増加ともあいまって道路および交差点に面した近隣の環境に大きく支障を来す。

このように、同地点に車両の出入口口を設けることは、店舗への車両の多量の出入り機能を目的としたものであるが、それと引き換えに、上述のとおり環境面においては、近隣および地域の環境保持を大きくそこなうものである。よって、同出入口口設置案を計画の中から取り消してもらいたい（開店当初の暫定使用としても、通行量や通行可能時間帯、さらには入口専用化等、環境の保持に即した何らかの使用の制限を図ってもらいたい。）。

また、誘導員等の配置にあたっては、法令を順守し、法令の範囲内とするとともに、周辺住民とも都度調整を図ってもらいたい。

二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター